

新潟市バドミントン協会規約

令和7年4月20日改正

第 1 章 名 称 及 び 所 在 地

第 1 条 本協会は、新潟市バドミントン協会と称する。

第 2 条 本協会は事務局を新潟市に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

第 3 条 本協会は新潟市におけるバドミントン愛好者および市民相互の親睦発展と健康増進並びに新潟県バドミントン協会新潟支部管内(新潟市、五泉市、東蒲原郡阿賀町)に所在するバドミントン競技団体の中枢機関としてバドミントン競技の健全な普及発展と競技力向上並びに地域スポーツ振興に寄与することを目的とする。

第 4 条 本協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 競技の指導と普及
- 2 新潟県バドミントン協会新潟支部大会並びに、その他の競技会の開催
- 3 指導者の育成、派遣並びに各種講習会の開催
- 4 各地区体育協会と連絡を密に図り、関係協会からの要請による事業および行事の開催
- 5 バドミントンに関する調査、研究、資料の蒐集、その他必要な情報の発信、印刷物の発行
- 6 ホームページを通じ、広く情報の共有を図る
- 7 その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 組 織

第 5 条 本協会は、新潟県バドミントン協会新潟支部管内のバドミントン競技団体（個人も含む、以下同じ）をもって組織する。但しアマチュア競技団体に限る。

第 6 条 本協会は、新潟県バドミントン協会新潟支部管内に所在するバドミントン競技団体のうち本協会の趣旨に賛同し本協会に加盟登録した競技団体で構成する。

第 4 章 加 盟 及 び 登 録

第 7 条 本協会への加盟および登録は下記による。

- 1 本協会に加盟を希望する団体は加盟金を納入する。
- 2 加盟団体に属する者(個人)は登録料を納入する。
- 3 日本バドミントン協会への登録は、本協会事務局が取り纏めて行う。
- 4 本協会に登録しなければ本協会又は各種連盟等が主催する競技会に参加することはできない。
- 5 本協会の登録は、毎年これを更新する。
- 6 加盟金および登録料については別に定める。

第 5 章 役 員

第 8 条 本協会の役員は本協会に加盟し登録した者の中から選任する。

第 9 条 本協会は下記の役員を置く。

- ・ 会 長 1 名 ・ 副会長 若干名 ・ 監事 2 名
- ・ 理事長 1 名 ・ 副理事長 若干名 ・ 理事 40名以内

第 10 条 会長、副会長は総会において選任する。理事および監事は総会の議を経て会長が委嘱する。理事長、副理事長は理事の互選により会長が委嘱する。

第 11 条 本協会は必要に応じ総会の議を経て名誉会長、顧問および参与を置くことが出来る。

第 12 条 役員の任期は 2 年とし再選をさまたげない。補充役員の任期は前任者の残任の期間とする。役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまで、その職務を代行する。

第 6 章 機 関

第 13 条 本協会の機関は総会、理事会、専門委員会とし、必要に応じ特別委員会を置くことが出来る。

第 14 条 総会は役員および加盟団体各 1 名の代表者で構成し、2 分の 1 以上の出席者（委任状を含む）で成立し、総会は次の事項を審議または決議する。議決は出席者の過半数の賛同を必要とする。

- 1 事業および収支決算の報告並びに承認
- 2 予算の編成並びに事業計画の承認
- 3 規約の改廃
- 4 役員の選任
- 5 加盟分担金および登録料の決定
- 6 その他の重要案件

第 15 条 本協会の各種事業遂行のため、会長の招集により、適時理事会を開催する。理事会は正副会長、正副理事長および理事で構成し、決議は出席者で行い総会より委任された事項の審議およびその執行を分掌する。

第 16 条 専門委員会は理事および委員で構成し規定は別に定める。

第 17 条 特別委員会は理事長の要請により会を組織し、その運営、執行にあたる。

第 18 条 総会は毎年 1 回会長が招集する。また役員からの要望により、会長が必要と認めた時に臨時総会を招集する。

第 19 条 総会、理事会、専門委員会の議長は出席者の互選による。

第 7 章 経 費 及 び 会 計

第 20 条 本協会の経費は加盟団体の加盟金、登録料、寄付金、補助金その他の収入によりこれにあてる。

第 21 条 監事は会計の監査を行う。

第 22 条 本協会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。

第 8 章 補 則

第 23 条 本規約の改廃にあたっては理事会の議を経て総会で審議し、出席者の過半数の賛同を必要とする。

附 則

- 1 本規約施行に必要な細則は別に定める。
- 2 本規約は令和 3 年 3 月 28 日より施行する。
- 3 本規約は令和 7 年 4 月 20 日より施行する。